

# IAS19に関する数理実務基準 (Actuarial Standard of Practice in relation to IAS 19 Employee Benefits)

年金数理人 <sup>ひびのわたる</sup> 日比野 涉

平成28年3月28日に公益社団法人日本年金数理人会と公益社団法人日本アクチュアリー会（以下、「両会」）より、「IAS19に関する数理実務基準 (Actuarial Standard of Practice in relation to IAS 19 Employee Benefits)」が公表された。

IAS19に関する数理実務基準は、公益社団法人日本年金数理人会又は公益社団法人日本アクチュアリー会の会員（以下、「会員」）がIAS19「従業員給付」（国際財務報告基準 (IFRS) における退職給付会計基準に相当）に沿って、対象企業の債務及び費用の計算、助言、並びにそれらに関連する業務（以下、「専門業務」）を実施する場合に、会員が遵守すべき実務基準である。すでに「退職給付会計に関する数理実務基準」が制定されているが、これはあくまで日本における退職給付会計基準に沿って専門業務を実施する場合に会員が遵守すべき実務基準であって、IAS19に沿って専門業務を実施する場合には会員はこのIAS19に関する数理実務基準に従うこととなる。

IAS19に関する数理実務基準制定の背景として、平成28年1月29日の公開草案公表時の文書で「昨今、IFRSを採用する日本企業の増加を勘案すると、この領域における実務基準の整備は両会にとって喫緊の課題と考えております」と述べられている。

数理実務基準は会員に課されるものではあるが、会員による報告の利用者（例えば依頼主など）にとってもその内容を理解することは有意義であろう。本稿では、退職給付会計に関する数理実務基準との違いも含めてその内容の一部を紹介する。

なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である。

## 1. IAS19に関する数理実務基準の位置づけ

前述のとおり、IAS19に関する数理実務基準はIFRSに基づく財務報告を作成する企業や当該企業の会計監査人に課されるものではなく、IAS19に沿って専門業務を実施する会員に課されるものであるが、このことは序文で述べられている。

### IAS19に関する数理実務基準 序文（一部抜粋）

本実務基準は、International Accounting Standards Boardから公表されているInternational Accounting Standard 19 Employee Benefits（以下、「IAS19」という）に沿って、企業等（以下、「依頼主」という）からの依頼により、対象企業の債務及び費用の計算、助言、並びにそれらに関連する業務（以下、「本専門業務」という）を行う場合に、公益社団法人日本年金数理人会（以下、「年金数理人会」という）の会員、又は、公益社団法人日本アクチュアリー会（以下、「アクチュアリー会」という）の会員が遵守すべきものである。

また、平成28年1月29日の公開草案公表時の文書には以下の記載があり、International Actuarial Association（国際アクチュアリー会）（以下、「IAA」）が制定した実務基準のモデルInternational Standard of Actuarial Practice（以下、「ISAPs」）との関係について述べている。

この案は、International Actuarial Association（国際アクチュアリー会）のCouncilで2015年4月11日に承認されたInternational Standard of Actuarial Practice 3, Actuarial Practice in Relation to IAS 19 Employee Benefits、及び、それと連動して適用されるInternational Standard of Actuarial Practice 1, General Actuarial Practiceと整合的であると考えております。

IAAとは、世界各国のアクチュアリー会等を会員とする民間の国際的専門職団体である。近年ではIASB（国際会計基準審議会）と密接に連携し、国際会計基準の開発にあたり、数理的な観点から様々な協力やアドバイスを行っている。IAAでは、アクチュアリーが提供する専門業務の利用者に対して信頼を与えることを目的としたISAPsを制定しており、その中の一つが2015年4月に制定されたIAS19に関する数理実務基準のモデル：ISAP3（International Standard of Actuarial Practice 3, Actuarial Practice in Relation to IAS 19 Employee Benefits）である。

上記の公開草案公表時の文書からは、両会がIAS19に

関する数理実務基準はISAP3及び連動して適用されるISAP1（全般的な行動原則に関する数理実務基準のモデル）と整合的な基準と考えていることが伺える。

## 2. IAS19に関する数理実務基準の目的

IAS19に関する数理実務基準の目的は、第1項において「想定利用者（専門業務を実施するにあたり、会員の報告書を利用することを会員が意図する法人又は個人）の信頼を高めることにある。」（一部抜粋）と述べられている。当該目的を達成するため、専門業務を実施する上で会員が理解すべき事項、実施すべき事項、及び、報告書に記載すべき事項等を定めている。特に報告書の記載に関しては、「他者への依拠」（会員以外の他者から入手した情報に依拠すること）、それらに対する「会員の責任の有無」といった点を明らかにすることを求めている。

会員は、専門業務を実施する上で、会員以外の他者から入手した様々な情報（例えば、人員データ、退職給付制度に係る規程類、依頼主からの数理上の仮定の指示）を用いることが多いが、それらの情報の適切性については必ずしも会員が責任を負っているわけではない。退職給付会計に関する数理実務基準では、これらの「他者への依拠」、「会員の責任の有無」といった点に関して、特

に明示してはならず、IAS19に関する数理実務基準で初めて明確にされた概念であるといえよう。

「他者への依拠」、「会員の責任の有無」といった点の取扱いが不明確なことで、とすれば報告書の全てについて会員が責任を負っているとの誤解を与え、結果として会員が実施する専門業務の信頼性を損ねるといった面もあるかもしれない。IAS19に関する数理実務基準では、「他者への依拠」の概念を明示し、他者に依拠した情報の範囲及び会員が責任を負っている範囲を明らかにすることを定めたことにより、会員が実施する専門業務の信頼性を高めることを意図したと考えられる。

## 3. IAS19に関する数理実務基準の構成

IAS19に関する数理実務基準は以下の33項で構成されており、前述の「他者への依拠」は第12項で定められている。その後の第13項から第27項で述べている具体的な事項は、この「他者への依拠」の考え方が下敷きとなっている。

以下で「他者への依拠」の考え方について解説し、その後、特に「他者への依拠」に大いに関連する内容である数理上の仮定（第16項から第23項及び第27項）について解説する。

### 《総則》

1. 目的
2. 適用範囲
3. 行動規範との関係
4. 遵守と逸脱
5. IAS19の改定
6. 適用日

### 《本則》

7. 依頼の引受け
8. 知識
9. 専門家としての合理的な判断
10. 重要性
11. 比例性
12. 他者への依拠
13. 給付の分類
14. Constructive Obligation
15. データの品質
16. 数理上の仮定

17. 数理上の仮定を選定する方法
  18. 割引率（数理上の仮定）
  19. 死亡率（数理上の仮定）
  20. 一般物価のインフレーション（数理上の仮定）
  21. 医療費（数理上の仮定）
  22. 将来の給付額（数理上の仮定）
  23. 数理上の仮定を作成する手続きの変更
  24. 制度資産
  25. 資産の上限
  26. 勤務期間への給付の帰属
  27. 数理上の仮定又は方法の提示と指示
  28. プロセス管理
  29. ピアレビュー（同輩による再吟味）
  30. 後発事象の取扱い
  31. 資料の保管
- 《コミュニケーション（連絡）》
32. コミュニケーション（連絡）の全般
  33. 報告書

## 4. 他者への依拠

「他者への依拠」とは、会員以外の他者から入手した情報に依拠することであり、会員は、通常、このような他者（例えば依頼主）から入手した様々な情報を用いて専門業務を実施している。このような情報には例えば以下のものが挙げられる。

- 人員データ（従業員、退職者、受給権者データ）
- 退職給付制度に係る規程類（制度の規約及び関連する内規・労使間の協定書等）
- 数理計算上の仮定又は方法に関連する情報
  - ▶ 依頼主又は他者からの指示
  - ▶ 他の専門家の見解、将来予測、根拠となる分析

第12項では、これらの他者から入手した情報について、「会員が責任を負う場合」(第12項②)と「会員が責任を負わない場合」(第12項③)に分けて会員が実施する手続きを定めている。

### (1) 会員が責任を負う場合 (第12項②)

「会員が責任を負わない旨を表明することなく、他者から入手した情報を用いる場合」は、「当該情報を用いることが実務基準の内容に従うことを確認」、「情報の取扱いと吟味に関する適切な手続きを確立」を行うことを求めているが、通常、そのような確認は困難を伴うか、そもそも会員が確認をする立場にない場合が多いと思われる。例えば、依頼主から入手した人員データについて、そのデータの整合性、網羅性、正確性は依頼主が責任を負うものであって、会員は専門家として一定の検討手続きを行うことを期待されるとはいえ、(依頼主との契約・合意事項において)それを保証する立場にはないケースが多い。このように他者から入手した情報については、必ずしも会員が責任を負うものではなく、むしろ会員が責任を負わないものも多いと思われる。

### (2) 会員が責任を負わない場合 (第12項③)

他者から入手した情報について会員が責任を負わない場合、「その事実(他者の特定を含む)」、「依拠の内容と範囲」に加え、当該情報に明らかな欠陥がないかどうかを確認し、その結果を報告書に記載することを求めている。また、「実行可能であれば、合理性と整合性の観点から当該情報を吟味した結果」、「当該情報に依拠することが適切であるかどうかを会員が検討した場合には、その検討の手続き及び結果」を報告書に記載することも求めている。

依頼主から入手した人員データは他者から入手した情報であり、これに関しては第15項「データの品質」で具体的な手続きを定めている。第15項では、適切性の検討の具体的な手続きとして、「監査済の財務諸表、試算表、又は他の関連する記録との整合性」、「外部のデータ又は独立した他のデータとの合理性」、「内部的な整合性」、「前期又は過去数期のデータと比較」を例示しているが、これは第12項の考え方が下敷きになっているものと考えられる。

このように会員は他者から入手した情報に対して責任を負わない場合であっても一定の検討手続き及びその結果を報告書で明らかにすることが求められている。

## 5. 数理上の仮定

数理上の仮定とは、退職給付を支給する最終的なコストを決定する変数についての、企業の最善の見積りであり、偏りがなく、互いに矛盾しないものでなければならないとされている。第16項「数理上の仮定」では、「数理上の仮定は、(中略)、対象企業の最善の見積りとして、対象企業に選定する責任がある。会員は、本専門業務で

用いる数理上の仮定の選定又はその合理性について、依頼主に助言を行う場合がある。」とし、その後の項で、「数理上の仮定を選定する方法」(第17項)、「数理上の仮定を作成する手続きの変更」(第23項)といった基本的な考え方、また、「割引率(数理上の仮定)」(第18項)、「死亡率(数理上の仮定)」(第19項)、「一般物価のインフレーション(数理上の仮定)」(第20項)、「医療費(数理上の仮定)」(第21項)、「将来の給付額(数理上の仮定)」(第22項)の個別の数理上の仮定に関する考え方を述べている。

第27項「数理上の仮定又は方法の提示と指示」では、第12項「他者への依拠」の考え方を下敷きとした数理上の仮定に関する手続きを定めている。以下では第12項との関連性を踏まえて第27項を解説する。

### (1) 数理上の仮定又は方法の提示と指示

第27項では、数理上の仮定又は方法を「会員が提示する場合」と「依頼主又は他者によって指示される場合」に、さらに後者の場合には、指示される数理上の仮定又は方法を「会員が支持する場合」と「会員が支持しない場合」の合計で3つのパターンに区分した上で会員が実施する手続き及び報告書の記載内容を定めている。

#### ① 会員が提示する場合

会員が数理上の仮定又は方法を提示する場合、第27項①で、会員にその適切性に関する以下の手続きを行うことを求めている。

#### 第27項 (抜粋)

- ① 会員が数理上の仮定又は方法を提示する場合、あるいは、依頼主又は他者によって指示された数理上の仮定又は方法を会員が支持する場合には、会員は、次を行う。
  - a. 数理上の仮定又は方法の選択
  - b. 仮定の適切性
  - c. 不連続性
  - d. 個々の数理上の仮定と数理上の仮定全体
  - e. 数理上の仮定の相互の整合性
  - f. 感応度の分析(上記a～fの各項目の記載内容は省略)

この場合、会員は提示したことの責任を負うこととなり、報告書に数理上の仮定又は方法を設定した者に関する記載は求められない。このことは第27項において、「報告書に数理上の仮定又は方法を設定した者に関する記載がない場合には、報告書の作成者である会員が当該数理上の仮定又は方法を提示したものであり、会員が提示したことの責任を負うものであるとみなされる」と述べられている。

#### ② 依頼主又は他者によって指示される場合

数理上の仮定について、依頼主又は他者によって指示

される場合、指示された数理上の仮定は第12項における「他者から入手した情報」に該当する。前述のとおり第12項では、「他者から入手した情報」について会員が責任を負わない場合、その情報の適切性の検討等の一定の手続きを行った上でその結果を報告書に記載することを求めている。

第27項では、この適切性の検討の具体的な手続きとして、前述の第27項①の各種検討手続きを定められていると考えられる。すなわち、会員が第27項①の各種検討手続きを行った結果、適切であると判断した場合は「会員が支持する場合」に該当し、適切であると判断できない（適切性に関して相当程度反する）場合、又は、そもそも適切性の判断をしない場合は「会員が支持しない場合」に該当することになると考えられる。

#### 〈会員が支持する場合〉

指示された数理上の仮定又は方法を会員が支持する場合、前述の第27項①で定めた各種検討手続きを実施することを求めている。

第27項①に定める手続きは、「会員が提示する場合」と「指示された数理上の仮定又は方法を会員が支持する場合」で共通のものであることから、IAS19に関する数理実務基準では、双方の場合における会員が果たすべき

役割、責任は同等のものと考えていると思われる。ただし、「依頼主又は他者によって指示される場合」は、「他者から入手した情報」となるため、その事実並びに適切性の検討の結果として「数理上の仮定又は方法を指示した者」、「会員がそれを支持する旨」を報告書に記載することを求めている。

#### 〈会員が支持しない場合〉

「依頼主又は他者によって指示され、かつ、会員がそれを支持しない場合」は、上記の検討手続きの結果、「適切性に関して相当程度反する場合」と「相当量の追加業務を行わなければ適切性を判断できない場合又は適切性を判断する資質が会員にない場合」の2つのケースが想定されている。いずれの場合も「他者への依拠」として、「数理上の仮定又は方法を指示した者」、「その者が当該数理上の仮定又は方法を設定する理由」、並びに上記の事実を報告書に記載することを求めている。

#### 〈数理上の仮定に関する会員の実施手続き・報告書の記載内容〉

ここまで解説した第27項の概要をまとめると下表のとおりとなる。

ケース	会員の実施手続き	報告書の記載内容
会員が提示する場合	次の検証手続きを実施 a. 数理上の仮定又は方法の選択 b. 仮定の適切性 c. 不連続性 d. 個々の数理上の仮定と数理上の仮定全体 e. 数理上の仮定の相互の整合性 f. 感応度の分析	・特になし
依頼主又は他者によって指示され、会員がそれを支持する場合		・数理上の仮定又は方法を指示した者 ・会員がそれを支持する旨
依頼主又は他者によって指示され、会員がそれを支持しない場合	特になし。以下の2つのケースが想定されている。 i. 適切性に関して相当程度反する場合 ii. 相当量の追加業務を行わなければ適切性を判断できない場合又は適切性を判断する資質が会員にない場合	・数理上の仮定又は方法を指示した者 ・その者が当該数理上の仮定又は方法を設定する理由 ・左記 i 又は ii の事実

## (2) 各種数理計算上の仮定に対する会員の関与

数理上の仮定には、「割引率」、「予想昇給率」、「退職率」、「死亡率」、「一時金選択率」、「予想再評価率」といった様々なものがあるが、現在の数理実務では数理上の仮定により会員が関与する度合いは異なるケースが多い。例えば、「予想昇給率」、「退職率」は会員の関与度合いが高いケースが多いが、「一時金選択率」、「予想再評価率」は会

員の関与度合いは低いケースが多いように思われる。例えば、「一時金選択率」、「予想再評価率」について依頼主からの指示に基づき、会員は適切性を検証しない、すなわち「会員が支持しない場合」となるケースでは、その事実が報告書に記載されることとなる。

そのため、依頼主においては、IAS19に基づく債務及び費用の計算を会員（計算受託機関）に依頼する際、ど

の数理上の仮定を会員が検証する対象とするのかについて、事前に会員と（場合によっては会計監査人も含めて）合意しておくことが必要となろう。

## 6. 適用時期

IAS19に関する数理実務基準は2016年3月28日以降に開始する期間のIFRS財務報告に関して行われる専門

業務に適用される（早期適用も可能）。会員がIAS19に関する数理実務基準を適用したか否かは、報告書の記載事項に「専門業務の遂行にあたって会員が従った実務基準」（第33項）が含まれていることから、会員がIAS19に関する数理実務基準に従って専門業務を実施したことを報告書で確認することができる。

以上

### デロイト トーマツ メールマガジンのご案内（無料）

[www.deloitte.com/jp/mm](http://www.deloitte.com/jp/mm)

デロイト トーマツ グループでは、専門性と総合力を活かしたナレッジや最新情報を、Web サイトやニュースレターに掲載し、その情報をタイムリーに「デロイト トーマツ メールマガジン」として無料でお届けしています。

コンテンツは、デロイト トーマツ グループが提供する、会計監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーなどのサービスに関連する内容と、コンシューマービジネス、ライフサイエンス、情報・メディア・通信などのインダストリーに関連する内容を中心とした、最新動向や最新のナレッジ、セミナー情報などです。ぜひご購入ください。

#### ■総合メールマガジン

〈サービス別〉

- 会計・監査メールマガジン
- IFRSメールマガジン
- ヒューマン キャピタル ニュースレター Initiative
- リスクインテリジェンス メールマガジン
- 企業戦略・事業戦略 メールマガジン Next-
- ファイナンシャルアドバイザー メールマガジン
- チャイナ ニュース

〈インダストリー別〉

- コンシューマービジネス メールマガジン
- ライフサイエンス ニュースレター
- ヘルスケア メールマガジン
- テクノロジー・メディア・テレコム メールマガジン  
- Discover -

お申し込みはこちらから



[www.deloitte.com/jp/mm](http://www.deloitte.com/jp/mm)

お問い合わせ先

デロイト トーマツ メールマガジン事務局 [info\\_mailmagazine\\_jp@tohmatsumail.co.jp](mailto:info_mailmagazine_jp@tohmatsumail.co.jp)